

政令第三七一号

電気用品安全法施行令及び電気用品取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気用品安全法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）の一部の施行に伴い、並びに電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二条及び第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（電気用品安全法施行令の一部改正）

第一条 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八項を次のように改める。

8 電気用品取締法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第百三十五号。以下「平成十二年改正令」という。）附則第八条第一項の移行甲種電気用品（以下単に「移行甲種電気用品」という。）であつて別表第二に掲げるものに付されている同条第二項の規定による表示は、法第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

附則に次の一項を加える。

9 平成十二年改正令附則第八条第一項又は第三項の適用を受ける場合を除き、移行甲種電気用品であつ

て別表第二に掲げるものに付されている通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する

法律（平成十一年法律第二百一十一号）第十条の規定による改正前の電気用品取締法（昭和三十六年法律

第二百三十四号。以下「旧電気用品取締法」という。）第二十五条の四第一項の規定による表示（平成

十二年改正令附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧電気用品取締法第二十

五条の四第一項の規定による表示を含む。）は、法第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

（電気用品取締法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 電気用品取締法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように

改正する。

附則第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

附則第六条及び第七条（各条の見出しを含む。）中「第五十条第二項」を「第五十条」に改める。

附則第八条第一項中「旧電気用品取締法」を「整理合理化法第十条の規定による改正前の電気用品取締

法（以下この条において「旧電気用品取締法」という。）に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

附則別表第三及び附則別表第四を次のように改める。

附則別表第三及び附則別表第四 削除

附 則

この政令は、電気用品安全法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日（平成十九年十二月二十一日）から施行する。